

指定管理者候補者選定について「静岡県家畜共同育成場」

令和3年11月19日
静岡県経済産業部
農業局畜産振興課

1 趣旨

(1) 指定管理者制度の概要

平成15年9月に「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、公の施設の管理に「指定管理者制度」が創設された。指定管理者制度とは、従来の地方公共団体の出資法人等による「管理委託制度」と異なり、民間事業者も含む幅広い団体の中から地方公共団体が指定するものに公の施設の管理を行わせるもので、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的としている。

(2) 「静岡県家畜共同育成場」の指定管理者の募集

静岡県は、家畜共同育成場の設置目的である家畜資源（牛）の確保及び畜産経営の改善に資する施設として、その効用を十分発揮できるよう、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、令和4年度からの新たな指定期間における運営団体を募集することとした。

2 施設の概要

施設の名称	静岡県家畜共同育成場
設置目的	家畜共同育成場は、畜産業を営む経営体から子牛を預かり優良な後継牛に育成するために設置した施設である。 この施設を活用し、優良な後継牛を育成することにより、家畜資源（牛）の確保と畜産経営の安定を図り並びに県民に安心・安全な牛乳や乳製品及び牛肉の供給を図ることを目的としている。
供用開始	昭和42年7月
所在地	伊豆市湯ヶ島892-2
面積	敷地面積：125.1ha 草地面積：62.4ha
施設概要	天城放牧場（270頭収容）：育成舎及びパドック（3棟）、隔離牛舎（1棟）、地下サイロ（10基）、飼料庫及び敷料庫（2棟）、避難牛舎（1棟）、堆肥舎（2棟）、牧柵（一式）、鹿防護柵（一式） 天城哺乳場（200頭収容）：育成舎及びパドック（2棟）、哺乳牛舎（1棟）、資材庫（1棟）、堆肥舎（1棟）

	管理棟：管理事務所（1棟）、農機具庫（1棟） バイオマス利用施設：バイオガスプラント（1棟）、堆肥化施設（2基）												
育成頭数	育成延べ頭数 (単位：頭) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>育成延頭数</td> <td>138,217</td> <td>148,645</td> <td>158,987</td> <td>184,950</td> <td>227,513</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H28	H29	H30	R1	R2	育成延頭数	138,217	148,645	158,987	184,950	227,513
年度	H28	H29	H30	R1	R2								
育成延頭数	138,217	148,645	158,987	184,950	227,513								
現在の管理運営状況	(公社) 静岡県畜産協会を指定管理者に指定												
令和3年度委託料等	令和3年度予算 育成場管理委託料等：41,885千円												

3 指定管理者の募集

募集方法	公募	
募集期間	募集要項等配布：令和3年9月22日～10月1日 現地説明会：令和3年10月1日 申請書受付：令和3年10月12日～10月21日	
募集内容	事業計画書の提出	「静岡県家畜共同育成場指定管理者募集要項」に基づき、管理運営内容と県が支払う委託料の提案を事業計画書として提出する。
	管理運営方針	1 後継牛の確保と畜産経営の安定化並びに県民に安全・安心な牛乳や乳製品及び牛肉の供給を図るため、より多くの優良後継牛を育成するという設置理念に基づき管理運営を行う。 2 県民や利用者の意見を管理運営に反映させる。 3 個人情報の保護を徹底する。 4 効率的な運営を行う。 5 管理費の節減に努める。
	指定の基準	1 事業計画書の内容が、畜産農家の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。 2 事業計画書の内容が、育成場の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 3 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
	業務内容	1 育成場を畜産農家の使用に供すること 2 乳用牛及び肉用牛の育成に関すること 3 育成場の維持管理に関する業務 4 その他必要な業務
指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）	

県が支払う委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・固定して支払う委託料の上限額：27,910千円 ・受託頭数の実績に応じて支払う委託料の上限：1日で1頭当たり121円 <p>なお、委託料額、支払いの時期や方法等は、当該年度の予算成立後、協議の上、協定で定める。</p>
利用料金制度	指定管理者が預託者から徴収する利用料金は、1頭につき1日675円の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

4 指定管理者審査委員会

審査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者、県職員からなる「静岡県家畜共同育成場指定管理者審査委員会」を設置する。 ・審査会において、申請者ヒアリングの後、優秀者1団体を選定する。 				
指定管理者審査委員会委員	<p><会長> 梨木 守 ((一社) 日本草地畜産種子協会放牧アドバイザー)</p> <p><委員> 土田卓也 (経営コンサルティング事務所 Con. T 代表)</p> <p>丸山満幸 (静岡県ホルスタイン協会 会長)</p> <p>柴田佳寛 (酪農家)</p> <p>遠藤和久 (県経済産業部農業局長)</p>				
審査項目及び配点	評価項目		評価内容		配点
	1	事業計画書の内容が、畜産農家の平等な使用を確保できるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。	a	畜産農家が平等に恩恵が得られるような管理運営	30
			b	畜産農家の利便性向上の配慮	
			c	畜産農家の視点に立った業務の改善や新たな事業展開	
	2	事業計画書の内容が、育成場の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	d	家畜共同育成場の設置目的、機能、家畜共同育成業務に関する理解度	30
			e	収支予算書の内容	
			f	利用料金の設定	
			g	管理経費に係る経費縮減の配慮	
			h	地域社会との協調性	
	i	県の事業、試験研究に対する協力			
3	事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。	j	申請団体の組織及び目的の指定管理者としての妥当性	40	
		k	指定管理者制度の理解度		
		l	指定管理業務の円滑な執行が可能な財務状況		
		m	育成牛を継続的に管理する能力		
		n	草地及び施設を継続的に管理する能力		

			o	職員の数、人員配置（飼育経験者の確保状況を含む）、採用計画の妥当性	
			p	危機管理体制の構築（労働安全の確保、災害等緊急時の対応）	
			q	飼養衛生管理基準に基づく家畜伝染病対策	
			計		

5 指定管理者候補者の選定

(1) 指定管理者候補者

指定管理者候補者	公益社団法人静岡県畜産協会
団体の概要	<p>（公社）静岡県畜産協会は、平成18年度に（社）静岡県畜産物価格安定基金協会と（社）静岡県畜産協会が統合して発足し、衛生指導部、経営指導部及び価格安定部の3部を設置している。</p> <p>当協会の主たる業務は、家畜及び畜産物の生産衛生対策、畜産農家の経営診断、畜産環境保全対策等、畜産物の生産から消費に至るまでの生産活動に対する支援及び情報提供等である。</p> <p>また、畜産関係の中小団体に対する支援及び業務受託を行い、静岡県の畜産業を広く支援している。</p>
提案の概要	<p>1 静岡県家畜共同育成場の管理運営に関する基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本に忠実な放牧技術の実践と周年預託により、足腰の強い優良後継牛を育成することを使命とする。 ・ 県内の牛飼養農家が誰でも安心して子牛を預託できるよう、家畜共同育成場を安定的に運営する。 ・ 牛飼養農家の意見、要望を把握し、家畜共同育成場の運営、サービスに反映させるよう努力する。 ・ 家畜共同育成場の運営に加え、当協会の強みである自衛防疫事業、経営指導事業、価格安定事業等を加えた総合的経営支援サービスを預託農家に提供することにより、経営の安定化、改善に資する。 ・ 家畜共同育成場の管理運営を通し、協会内部の放牧育成技術の蓄積・高度化を図るとともに、放牧・草地管理のプロ人材を育成することにより、県内の未利用農地等での放牧利用の普及等に貢献する。

2 預託牛の確保に関する方策

- ・協会の固有業務である、自衛防疫、経営指導、価格安定事業の場で、家畜共同育成事業の情報提供を行うとともに、預託推進員による巡回指導を実施し、積極的に預託育成の誘引を行う。
- ・預託農家のニーズを把握し、現場から求められている質の高い後継牛づくりに努める。
- ・県、農協、関係団体等から家畜共同育成場の運営に対する意見を随時伺い、問題点の把握や解決策の検討し、より良い牧場づくりに努める。

3 管理運営体制

(1) 管理運営方針

- ・家畜共同育成場の管理運営については、多くの優良後継牛を育成するという設置理念に基づいて管理運営を行い、県民(地域社会)や利用者の意見を管理運営に反映する努力の継続と管理費の節減等の効率的な運営を行うことを基本とする。
- ・静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例、県との基本協定、年度協定及び県の家畜共同育成場管理方針に則るほか、家畜伝染病予防法等の畜産関係法令の遵守、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理、利用者等の個人情報保護、家畜共同育成場職員の労働安全衛生の徹底などコンプライアンス経営に最大限に努力する。
- ・「農業環境規範(家畜の飼養・生産編)」を遵守し環境と調和した農業生産活動を行い、地域社会と調和した運営を行うとともに、家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)」を遵守し、特定家畜伝染病の発生予防とまん延防止に万全の対策を講じる。
- ・放牧育成技術については、土・草・牛の循環システムに立脚した技術を基本とし、専門家、研究者等の指導助言や内外の情報知見を得ることによって、放牧技術の蓄積と高度化及び放牧育成管理のプロ人材の育成の取組みを継続し、十分な草地管理の下、優良後継牛の育成を行う。

(2) 実施体制

場長 1 人 (家畜共同育成場総括)、総務 1 人 (庶務、経理)、業務 8 人 (家畜共同育成、施設管理)

4 実施計画

(1) 年間受託計画及び育成計画

畜産農家の経営の安定化と県民に安全・安心な牛乳、乳製品、牛肉の供給を図るため、関係機関と連携の下、より多くの優良後継牛を育成するよう努める。

	<p>また、受託牛の一部は、農家の了解を得て県畜産技術研究所の放牧研究等の試験牛として提供するなど県の事業、研究開発に協力する。</p> <p>○令和4年度受託頭数及び育成延べ頭数（計画）</p> <p>受託牛 570 頭（延べ 208,050 頭）</p> <p>保有牛 14 頭（延べ 5,000 頭）</p> <p>計 584 頭（延べ 213,050 頭）</p> <p>(2) バイオマス利用施設管理計画</p> <p>ア 管理計画</p> <p>バイオガスプラント及び堆肥化処理施設を適正に管理するため担当者1人をおき、バイオマスプラントはモデル施設として展示を継続し、堆肥化施設は糞尿処理の実証施設として適正な機能維持に努める。</p> <p>イ 施設から生産される液肥、堆肥の利用計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牧草地へ散布して循環型農業を実践し、質の良い牧草を育てる。 ・余剰堆肥については、地元の耕種農家等に無償で提供する。 <p>(3) 自主事業に係る計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜共同育成場の立地条件を生かし、県内中山間地で増加している荒廃茶園・果樹園を活用した肉用牛資源の増殖の普及に資する、「山間地における周年親子放牧技術のモデル実証展示」を検討する。
<p>県が支払う 委託料の 提示額</p>	<p>令和4年度 53,084 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額委託料：27,910 千円 ・変動委託料：25,174 千円（208,050 頭×121 円/頭） <p>なお、委託料額、支払いの時期や方法等は、当該年度の予算成立後、協議の上、協定で定める。</p>

(2) 選定経過

<p>申請者</p>	<p>公益社団法人静岡県畜産協会</p>
<p>選定経過</p>	<p>申請者は（公社）静岡県畜産協会の1団体であった。</p> <p>令和3年10月29日に開催された静岡県家畜共同育成場指定管理者審査委員会では、事業計画等申請内容のヒアリングを同協会に対し実施し、その後、同協会を優秀提案者とするものの適格性の審査が行われた。</p> <p>その結果、（公社）静岡県畜産協会が次期指定管理者の候補に選定された。</p>

審査結果	評価項目	評価内容	平均	ウェイト	ウェイト考慮後の	得点
	1	事業計画書の内容が、畜産農家の平等な使用を確保できるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。 (条例第11条第1号関係)	a 畜産農家が平等に恩恵が得られるような管理運営 b 畜産農家の利便性向上への配慮 c 畜産農家の視点に立った業務の改善や新たな事業展開	4.6 4.8 4.4	2 2 2	9.20 9.60 8.80
2	事業計画書の内容が、育成場の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (条例第11条第2号関係)	d 家畜共同育成場の設置目的及び機能、家畜共同育成業務に関する理解度 e 収支予算書の内容 f 利用料金の設定 g 管理経費縮減への配慮 h 地域社会との協調性 i 県の事業、試験研究に対する協力	5 4 4.4 4.6 4.6 4.2	1 1 1 1 1 1	5.00 4.00 4.40 4.60 4.60 4.20	26.8
3	事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。 (条例第11条第3号関係)	j 申請団体の組織及び目的の指定管理者としての妥当性 k 指定管理制度の理解度 l 指定管理業務の円滑な執行が可能な財務状況 m 育成牛を継続的に管理する能力 n 草地及び施設を継続的に管理する能力 o 職員の数、人員配置（飼育経験者の確保状況を含む）、採用計画の妥当性 p 危機管理体制の構築（労働安全の確保、災害等緊急時の対応） q 飼養衛生管理基準に基づく家畜伝染病対策	4.8 5 4.2 4.6 3.6 4.6 4.4 4.6	1 1 1 1 1 1 1 1	4.80 5.00 4.20 4.60 3.60 4.60 4.40 4.60	35.8
		合 計			90.20	90.2

○採点基準（各5点×20=100点）…減点法

減点	0点	-1点	-2点	-3点	-4点
基準	満たしている	ほぼ満たしている	必要最低限満たしている	一部改善が必要	大幅な改善が必要

選定に当たっての考え方	<p>本施設の「優良な後継牛を育成することにより、家畜資源（牛）の確保と畜産経営の安定を図り並びに県民に安心・安全な牛乳や乳製品及び牛肉の供給を図る」という設置目的を達成するため、畜産農家の平等な使用が確保され、サービスの向上が図られるか、育成場の効用を最大限に発揮でき、管理経費の縮減が図られているか、事業計画を安定して行う能力を有しているか、という点において審査を行った。</p>
-------------	--

講評及び優秀者の選定	<p>審査は、(公社)静岡県畜産協会から委員会に対し、事業計画内容等の説明及び質疑応答によるヒアリング後、各委員が採点を行った。</p> <p>採点后、会長が各委員に対して一部改善又は大幅な改善が必要である等の特記事項があるかを確認。結果、特記事項がないことを確認した。</p> <p>○優秀提案者の選定</p> <p>事務局が採点結果を集計（平均90.2点）</p> <p>集計結果について、会長が各審査委員に異議のないことを確認し、公益社団法人静岡県畜産協会を静岡県家畜共同育成場次期指定管理者の候補に選定することを決定した。</p> <p>※評価内容については減点の対象となる内容があったが、a～qまでの17の評価内容について、各評価委員の平均点でいずれも「基準をほぼ満たしている」以上の評価となった。</p>
------------	--